



百科



☎は問い合わせ先です

障害基礎年金のお知らせ

■障害基礎年金とは？

20歳前や国民年金加入中に、病気やケガで障害が残ったときで、障害の程度が国で定められた障害（1級・2級）であると認定されたときに支給されます。

《年金を受けられる要件》

- ①初診日（障害に関係すると思われる病気やケガで、初めて医師の診察を受けた日）において国民年金の被保険者であること。
- ②60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していること。

基礎年金を繰上受給している方は請求できなくなります。

③初診日の前々月までの被保険者期間の3分の2以上の保険料納付期間（免除・学生特例含む）があること。

平成18年3月31日までに初診がある場合、初診日の前々月の直近1年間に保険料未納期間がないこと。

④障害認定日に障害等級の1級または2級の障害の状態になっていること。障害認定日に該当しなかった方が、65歳の前日までに該当するようになったとき。

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したときに④の要件を満たしていれば、障害基礎年金が支給されます。※所得制限がありません。

《年金額》

- 一級（年額） 1,005,300円
 - 二級（年額） 804,200円
- 生活を維持されていた18歳未満の子がある場合は、一定の額が加算されます。

厚生年金等の加入時、3号期間（被扶養配偶者）に初診日のある方は、社会保険事務局大河原事務所（☎0224-51-3111）に直接ご相談ください。
 ☎市民課国民年金相談係
 ☎22-1312

公証役場をご利用ください

公証役場は、遺言状の作成、借用証書・土地建物賃貸借契約書・離婚に伴う慰謝料・養育費・財産分与・親権者などに関する契約書の作成、会社の定款の認証などの事務を取り扱っています。

また、右記書類作成のための相談（秘密厳守）を無料でお受けいたします。執務時間は9時から17時まで土・日・祝日は休みです。

☎法務省仙台法務局所属

大河原公証役場（大河原町新南）
 ☎0224-53-2265

宮城県最低賃金

県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される宮城県最低賃金が、今回から時間額のみとなりました。

時間額 **617円**

（金額の改定はありません）
 平成14年10月2日発効
 宮城労働局・各労働基準監督署

介護保険料についてのお知らせ

介護保険料の納付書、督促状の有効期限は法律で納期限から2年と決められています。
 有効期限が過ぎた納付書などは金融機関、郵便局の窓口ではお使いにできません。

ご本人、またはご家族の介護保険料に納め忘れないかご確認ください。

未納があると、介護サービスを受ける時に制限をうけたり、負担割合が増えることとなります。

■平成12年度分有効期限第1期 平成14年10月31日

飼い犬による咬傷事故を防ぎましょう

本年度、飼い犬による咬傷事故が多発しています。

仙南保健所管内では既に昨年一年間の事故件数を超え、これには犬の係留方法の不適や脱走時に起きた例が多数を占めています。

犬を繋ぐ鎖や首輪の日常点検をお忘れなく。

また、どんな犬でもかみつくことがあるという前提で、知らない犬や興奮している犬のそばには、むやみに近づかないでください。

☎仙南保健所食品薬事班獣疫担当
 ☎0224-53-3111
 内線315

建設業退職金共済制度のご案内



建設現場で働く方々への退職金は安全・確実・有利な「建退共制度」をおすすめします。

《建設事業主の皆様へ》

- 申し込み手続きは簡単です（加入時に経費はかかりません）
- 経営事項審査で加点されます。
- 掛け金は全額非課税で国が一部を補助します。

《建設現場で働く皆様へ》

- 建退共の手帳を持っていますか
- 事業主が変わっても退職金は通算して計算されます！

☎勤労者退職金共済機構 建退共
 宮城県支部 ☎022-263-2973